

【取扱い厳重注意】

平成23年11月11日

聴取結果書

東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会事務局
局員 仁保 智紀

平成23年11月11日、東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証のため、関係者から聴取した結果は、下記のとおりであるので報告する。

記

第1 被聴取者、聴取日時、聴取場所、聴取者等

1 被聴取者

福島県原子力安全対策課主幹 片寄 久巳
福島県原子力センター主任主査 阿部 幸雄

2 聴取日時

平成23年11月11日午後5時00分頃から同日午後8時20分頃まで
(途中、約10分間の休憩があった)

3 聴取場所

福島県自治会館2階会議室

4 聴取者

仁保 智紀 主査

5 ICレコーダーによる録音の有無等

- あり
 なし

第2 聴取内容

福島県の初動対応及びモニタリングについて
別紙のとおり。

第3 特記事項

特になし。

以上

【取扱い厳重注意】

別紙

1. 地震発生後からの福島県における初動対応

(1) 福島県庁（自治会館）における対応状況

3月11日14時46分に発生した地震により、福島県庁の庁舎が使用できなくなったため、多くの職員が、県庁に隣接する自治会館に避難した。その後、自治会館においては、災害対策課、原子力安全対策課、防災対策課の職員が中心となって、自治会館3階に電話やコピー機を持ち込んで、災害対策本部を設置した。災害対策本部には、早い段階から、警察や消防の職員用ブースも置かれており、情報の共有が図られた。また、3時半ごろまでには、佐藤知事や両副知事、生活環境部長等の幹部も自治会館に集まり、他の幹部（主に部長級）とともに、自治会館の一室に詰めていた。

災害対策本部設置後、私（片寄主幹）をはじめとする原子力安全対策課職員は、同本部が置かれた部屋の一角を陣取り、職員の安否確認や情報収集にあたっていた。ただし、地震発生直後には、東電福島支所からの電話連絡で、第一原発及び第二原発の各号機は無事にスクラム（停止）したとの報告を受けていたので、原子力安全対策課はそれほど緊迫した雰囲気ではなく、むしろ地震や津波の対応を手伝っていただくくらいである。

その後、3月11日15時40分頃に東電福島支所の■■■■ GMが自治会館を訪れ、私（片寄主幹）に対し（当時、小山原子力安全対策課長は出張中で東京からの帰路にあった）、「第一原発において、津波により非常用 DG が使用できなくなり、全交流電源が喪失した。」との報告を受けた。なお、右事態の発生について、国からは連絡がなかったと記憶している。

これを受け、私（片寄主幹）は、■■■■ GMを通じてさらに詳細を確認したうえで、同 GMとともに生活環境部長及び同部次長に状況を説明した。

その後、私（片寄主幹）は、部長及び次長とともに知事たちの幹部が詰めている部屋に行き（■■■■ GMが同行したかは不明）、知事、両副知事等に対して状況を説明した。この時、私（片寄主幹）は、「第一原発においては、外部電源が使用できなくなり、非常用 DG も動いていない。また、重油タンクが津波によって流されたとの情報も入っており、非常に危険な状況である。」との報告を行ったと記憶している。

これに対し、報告を受けていた内堀副知事から、「非常用電源が使用できなくなった場合、どのような事態になるのか。」との質問があり、私（片寄主幹）は、「バッテリーが稼働しているはずであるので、バッテリーが切れるまでの間に電源を確保すれば良いはずである。まだ時間的には猶予がある。」との説明を行ったと記憶している。知事からは特に質問等はなかったと記憶している。

10条通報の知らせを受けた後の行動の詳細については記憶していないが、第一原発の設計図や各種マニュアル等の資料や衛星電話等の機材を県庁の建物に取りに行ったり（当時は余震が続いており、県庁の建物は崩れるかもしれないという懸念があったため、簡単には入ることができなかった）、東電福島支所を通じて情報収集を行ったりしていた。

【取扱い厳重注意】

なお、東電福島支所との連絡は、上記の衛星電話を用いたり、東電職員が資料をコピーして、徒歩で直接自治会館に資料を届けたりすることで行っていた（同支所は県庁から徒歩4～5分の距離にある）。当時、災害対策本部には電話機が本部全体で数台しかなく（原子力安全対策課には1台のみであったと記憶している）、携帯電話も通じなかったため、上記の衛星電話は非常に重要な通信手段であった。この電話の番号は外部に知られておらず、外部からの着信はなかったため、東電福島支所との連絡用のみに使用することとし、災害対策本部に詰めていた■■■■ GM が使用して東電との連絡に当たっていた（東電の社内用語を用いたやり取りも多かったため、■■■■ GM が窓口となってもらったのは大変良かった）。

私（片寄主幹）は、■■■■ GM の隣にいて、同 GM が得る情報を共有してもらい、それらの情報を部下に伝えるとともに、対応策等に関する指示を出していた。

その後、同日 16 時 40 分頃、第一原発から自治会館に対し直接連絡があり（■■■■ GM が対応したのか県庁職員が対応したかは覚えていない）、「16 時 36 分に、非常用冷却装置が使用できなくなったので、原災法 15 条に該当する事象が発生した。」との報告があった。その後の動きはよく覚えていないが、私（片寄主幹）は、「非常用冷却装置が動いていないのは大変な事態である。」との認識を持った記憶がある。また、15 条事態の発生は知事等の幹部にも説明したと思うが、よく覚えていない。

当時、原子力安全対策課職員 1 名がテレビ報道を常にチェックする体制を取っていたが、同職員が作成したメモによると、18 時 21 分、NHK が、「18 時 30 分頃に菅総理が原子力緊急事態宣言を行う予定である。」との報道を行なったようで、それ以降は、原子力安全対策としてテレビ報道の情報をより一層注視することとしたと記憶している。また、当時、東電福島支所から炉内の圧力や水位に関するデータを逐次提供してもらっていたが、状況は悪化の一途を辿っていることが見て取れたので、より一層状況が悪化することを予想していた。

このような状況において、20 時前頃に（※実際の時間は 19 時 46 分頃）、枝野官房長官が記者会見において「政府は、19 時 03 分に原子力緊急事態宣言を発出した。」との発表を行った。当時はテレビ情報が最も早く、原子力緊急事態宣言の発出について、国から事前に連絡はなかったと記憶している。また、原子力緊急事態宣言とともに発出された原災法 15 条 2 項及び 3 項に基づく指示案及び公示案についても、事前に連絡や協議はなかった。

原子力緊急事態宣言の発出を受け、私（片寄主幹）は、生活環境部長や同部次長に状況を説明したうえで、知事や副知事に対しても状況説明を行った。その後、同日 20 時頃、知事等とも相談の上、第一原発から 2km 圏内の住民に対して避難指示を行い、警察や消防に対しても協力を要請した。さらに、今回の原子力事故に関して県が行う初めての記者会見を自治会館において開催し、避難指示の発出を発表した。なお、この避難指示は、これまでの訓練で設定されていた避難範囲に基づいて決定したものであったが、法律上の根拠があるものではなかった。

【取扱い厳重注意】

その後、同日 21 時 23 分に枝野官房長官が再度記者会見を開き、第一原発から 3km 圏内の住民に対して避難指示を発出した。保安院から直接来たのか、東電福島支所を經由して連絡があったのかはよく覚えていないが、21 時 35 分には、国から上記避難指示に関する連絡があったものの、県では、官房長官の記者会見を聞いた時点で、避難措置の実施に向けて、バスの手配等を開始していた。

(2) オフサイトセンターへの副知事の派遣等

上記のとおり、20 時過ぎに県が第一原発から 2km 圏内の住民に対して避難指示を出した後、内堀副知事は秘書官とともにオフサイトセンターに向かった。ただし、副知事のオフサイトセンターへの派遣については、私（片寄主幹）は事前に相談を受けておらず、どのような経緯で派遣が決まったのかはよく分からない。事前の訓練では、副知事はオフサイトセンターに詰めることとされているので、自らの判断でオフサイトセンターに行くことを決めたのではないかと聞いている（詳細については内堀副知事または同秘書官に聞いてほしい）。

事前の訓練では、副知事のほかに、生活環境部次長、原子力安全対策課長、同課担当官がオフサイトセンターに参集することとなっていたが、出張先から直接オフサイトセンターに向かった小山課長を除いては、生活環境部次長及び原子力安全対策課担当官は派遣されなかった。これは、事態の進展が早く、県庁での業務が多忙を極めていたため、職員をオフサイトセンターに派遣する余裕がなかったというのが正直なところである。

（以下、阿部主任）なお、3 月 13 日か 14 日頃には、オフサイトセンターにいた県職員からの依頼で、原子力センターに唯一あった衛星電話を、オフサイトセンターに持ち込むこととなった。オフサイトセンターにおいては、この衛星電話は県職員が主に使用していたが、県職員が使用していない時には、国の職員も使用していたと聞いている。

2. モニタリングについて

(1) モニタリング要員の派遣

（以下、阿部主任）県が定めた緊急時モニタリングマニュアルによると、原子力事故が発生した場合、県の指示に基づき、県の出先機関等から所定の要員がオフサイトセンターに隣接する県原子力センターに参集し、モニタリング活動にあたることとされていた。そのため、県原子力センターは、3 月 11 日夕方頃、県庁に対して、モニタリング要員の招集をかけるよう依頼した。

（以下、片寄主幹）これを受け、福島県庁では、11 日夜に招集連絡を行い、参集した約 30 名の要員の班編成を行ったうえで、翌 12 日にこれらの要員を、モニタリングカーとして使用できる車両 12 台とともに原子力センターに派遣した。このとき、当初の予定では、2 泊 3 日で原子力センターにおいて活動する予定で、要員には寝泊りの準備を持って原子力センターに向かってもらった。

（以下、阿部主任）上記要員の派遣を受け、原子力センターでは、3 月 12 日からモニ

【取扱い嚴重注意】

タリング活動を行ったが、地震による道路状況の悪化や、燃料不足、3月12日15時半ごろに発生した1号機の爆発による線量の上昇により、思うようにモニタリング活動ができなくなった。そのため、3月12日21時頃に、原子力センターの判断で、県の生活環境部職員等の専門的知見を有する職員約10名を除く要員については、解散させることとした。翌日以降は、国が派遣したNEATの職員約10名と残った県の職員10名程度でモニタリングにあたることとなった。

地震発生後、3月15日にオフサイトセンターが福島県庁に移転するまでは、原子力センターを拠点としてモニタリングを実施していたが、3月13日頃には、大野にある無線の中継局「行政大野」の非常用バッテリーが切れたため、無線が使用できなくなった。既に述べたとおり、当時は地震による道路状況の悪化や燃料不足、線量の上昇により思うようにモニタリングが行えなくなっていたが、無線が使用できなくなったことで、モニタリング要員の安全が確保できなくなったので、以降はほとんどモニタリングが行われなくなった。

(以下、片寄主幹) 県庁においては、第一陣のモニタリング要員を派遣した以降、第二陣のモニタリング要員の派遣に関する検討を行っていたが、原子力センターから「これ以上追加でモニタリング要員を派遣する必要はない。」との連絡があったので、上記検討を中止した。

(2) モニタリングポストの破損状況 (以下、主に阿部主任から説明)

前回のヒアリングにおいて、「県内24台のモニタリングポストについて、4台が津波で、19台が地震で使用できなくなった。」との説明を行ったが、若干補足したい。

まず、津波で破損した4台のモニタリングポストは、棚塩、請戸、仏浜、熊川に設置されたもので、いずれも津波によって設置場所から流されたため、津波が到達した時刻に使用できなくなった(※阿部主任から、跡形もなく流された各モニタリングポスト設置場所の写真の提示があった)。また、波倉に設置されたモニタリングポストについては、津波によって流されることはなかったのであるが、津波によりデータを伝送する回線や基地局の電源が使用できなくなったため、上記4地点のモニタリングポストとほぼ同じ時間に使用できなくなった。

他方、地震で使用できなくなった19台のモニタリングポストのうち、波倉に設置されたものを除く18台については、モニタリングポスト自体は生きていたが、停電と通信が使用できなくなったために使用できなくなった。具体的には、各モニタリングポストには非常用発電機が搭載されているので、地震発生後30時間くらいは動いていたが(当時のデータについては回収できたものとできなかったものがある)、データを伝送する回線を管理するNTTの基地局が停電したため、3月11日17時頃以降、データを送付することができなくなった。

なお、大野局のモニタリングポストは原子力センターの非常用電源があったので生き残った。そのため、原子力センターでは地震発生後、このモニタリングポストのデータ

【取扱い嚴重注意】

を監視し、衛星電話を用いて、定期的に県庁に報告していた。

(3) 福島県が保有するモニタリング機材

(以下、阿部主任)

福島県が保有するモニタリング機材は、県が作成した緊急時モニタリングマニュアルの一覧表に記載されたとおりであるが、代表的なものとしては、モニタリングカーが 12 台(原子力センター(福島支所を含む)には 4 台)、ゲルマニウム半導体検出器が 6 台(原子力センターに 4 台、同センターの福島支所に 2 台)、NaI シンチレーションメーターは 20 台(原子力センターに 12 台、福島支所に 1 台、県内に 7 か所ある振興局に各 1 台)ある。その他の機器については、基本的に原子力センターが保管している。

地震発生後、上記のモニタリング機材のうち、原子力センターにあるゲルマニウム半導体検出器 4 台のうち、2 台が使用できなくなった。当時は、県内 7 か所の振興局は、24 時間体制で、約 10 分に 1 回の頻度で空間線量を測定し、電話で災害対策本部に報告していた。

また、3 月 15 日にオフサイトセンターが福島県庁に移転した際には、持てる限りのモニタリング機材を車両に詰め込んで、モニタリング拠点を原子力センター福島支所に拠点を移したが、この時、多くのモニタリング機材はオフサイトセンターに置いていかざるを得なかった。10 日程経過した以降に、職員を何度か原子力センターに派遣して、残されたモニタリング機材を回収し、除染したうえで使用したが、その頃には、広範囲で高い線量が測定されていたため、モニタリング機材が一層不足する状況となっていた。

(以下、片寄主幹)

こうした状況において、3 月 12 日か 13 日頃に、 官房長官秘書官から私(片寄主幹)のところへ電話があり、「今回の事故対応に関して、福島県としての要望があれば、ペーパーにまとめて何でも伝えてほしい。」との連絡があったので、様々な要望とともに、台数は指定しなかったが、「モニタリングカーなどもほしい。」との要望を行った。ただし、国からは、県の指揮下に入って活動してくれるモニタリングカーの派遣はなかった(国の現地対策本部放射線班の指揮下で活動するモニタリングカーは派遣されたのかもしれないが、よく分からない)。

また、事故発生直後早い段階で、電事連から連絡があり、相当数のモニタリング要員を派遣してくれたが、これらの要員は、県の判断で(当時県としては、既に避難をしている方々への対応を最優先にしていた)、すべてスクリーニング要員として活動してもらうこととした。ただし、避難が落ち着いた以降は、上記のスクリーニング要員の一部は、モニタリング活動に従事してもらうようお願いした。

さらに、新潟県及び福井県が中心となって、原子力立地県からモニタリング要員及びモニタリング資材の派遣をしてくれた(詳細については、各県に聞いてほしい)。

その後、3 月下旬、県は、NaI シンチレーションメーター 35 台を始め、GPS やカメラ

【取扱い厳重注意】

(数については把握していない)等モニタリング実施に必要な機材を購入した。また、ゲルマニウム半導体検出器は高額であるため、同検出器を持っている日本分析センターや理化学研究所に分析協力を依頼したが、最終的には、文科省が何台か購入し、それを日本分析センターで使用することとした(分析センターからは福島県の分析依頼を最優先で取り組むとの連絡があった)。さらにその後、経産省が合計 25 台のゲルマニウム半導体検出器を購入し、県に提供してくれた。そのため、県が使用できるゲルマニウム半導体検出器は、合計 31 台(使用できなくなった 2 台を含む)となった。

(4) 環境試料の測定

(当方より、環境試料の測定が3月15日まで行われなかった理由について問うたところ)3月12日にモニタリングカーを用いたモニタリングを開始したが、当初から、県が作成した緊急時モニタリングマニュアルに従い、環境試料の採取・測定も必要であることは認識していた。しかし、当時は既に 10km 圏内の住民には避難命令が出されており、原発周辺の地域での野菜類等を食べている人はそれほどいないと考え、3月12日以降に行われたモニタリング要員に対する指示においては、「空間線量及びダストのサンプリングを行ってほしい。ただし、可能であれば環境試料も集めてきてほしい。」との指示を出した。

さらに、3月12日以前にも、実際いくつかの試料が原子力センターに持ち込まれたが、前述のとおり同センターで使用できたゲルマニウム半導体検出器は 2 台しかなかなかなく、ダストサンプリングの分析を優先的に行っていたため、環境試料の分析は行わなかった。

以 上